

輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産そば）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産そば	アフラトキシン*	<p>検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産そばからアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するものである。</p> <p>なお、アフラトキシンを検出した食品は、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところである。</p>

\*発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属等の真菌により産生される）の一種

<参考1>

中国産そばの違反事例

品名：そば

輸入者：株式会社新糧

届出数量及び重量：799袋、19,809.10kg

検査結果：アフラトキシン 陽性（B<sub>1</sub>として11ppb検出

基準：付着してはならない）

届出先：神戸検疫所

違反確定日：平成17年10月21日

措置状況：全量保管中

<参考2>

中国産そばの輸入実績

（平成17年1月1日～10月21日：速報値）

届出件数(件)	届出重量(t)	違反件数*	違反重量(t)
967	74,663	1	20

\*アフラトキシンに係る違反